仕　様　書

1　件名

令和９年度　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト：ポピュレーションアプローチ）委託

2　委託期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

3　目的

フレイル予防に関する普及啓発、健康状態の把握及び地域の介護予防活動等への参加を促進することにより、健康寿命の延伸を図る。

4　履行場所

江戸川区指定の場所

5　実施圏域

江戸川区内 15 圏域（①北小岩、②小岩、③鹿骨、④瑞江、⑤篠崎、⑥松江北、⑦松江南、⑧一之江、⑨船堀、⑩二之江、⑪宇喜田・小島、⑫長島・桑川、⑬葛西南部、⑭葛西中央、⑮小松川平井）

6　委託事業内容

各事業内容の詳細は以下の通りとし、実施スケジュール等は江戸川区（以下「区」という。）と協議のうえ決定する。

（１）フレイル予防講座の実施

①　目的

フレイル予防に関する知識の普及及び実技を通じて、参加者の行動変容を促し、自ら継続して健康づくりに取り組めるよう支援する。

②　対象者

後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の区民

③　定員

25 名程度（会場の広さや感染症予防を考慮した人数とする）

④　実施回数・時期・時間

年間 10 コース程度実施する。１コース４講座制とする。

１講座あたり 90 分程度とする（準備・片付けを含まない）。

⑤　申込受付

電話等による申込の受付を行う。

⑥　実施内容

ア　「フレイル質問票」の実施

イ　体力測定の実施

ウ　アセスメントの実施

エ　運動講座・実技

運動機能の維持・向上を目的として、運動の必要性や効果に関する講義を実施するとともに、自宅でも継続できる体操や筋力向上運動等の実技指導を行う。

オ　口腔講座・実技

口腔ケアの重要性や口腔機能低下予防に関する講義を実施するとともに、口腔機能の維持・向上に資する口腔体操等の実技指導を行う。

カ　栄養講座

低栄養予防の必要性や栄養バランスの取れた食事に関する講義を実施するとともに、簡単な調理方法や日常生活で実践できる食生活改善の方法について指導・提案を行う。

キ　グループワーク

参加者間で学びの共有ができるようなグループワークを実施する。

ク　個別相談

ケ　評価

参加者のフレイル予防に関する知識の習得状況や意識の向上、行動変容及び日常生活における継続状況を、フレイル質問票や参加者アンケート等から評価する。

（２）通いの場でのフレイル予防講座の実施

① 目的

高齢者が日常的に参加する通いの場を活用し、フレイル予防に関する知識の普及及び意識付けを行う。

② 対象者

主たる参加者が、後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の区民で構成されるサークル等

③ 定員

25 名程度（会場の広さや感染症予防を考慮した人数とする）

④ 実施回数・時間

年間 20 回程度実施する。

１回あたり 75 分程度とする（準備・片付けを含まない）。

⑤ 申込受付

対象グループからの電話等による申込の受付を行う。

⑥ 実施内容

ア 「フレイル質問票」の実施

イ 体力測定の実施

ウ アセスメントの実施

エ 運動講座・実技

運動機能の維持・向上を目的として、運動の必要性や効果に関する講義を実施するとともに、自宅でも継続できる体操や筋力向上運動等の実技指導を行う。

オ 口腔講座・実技

口腔ケアの重要性や口腔機能低下予防に関する講義を実施するとともに、口腔機能の維持・向上に資する口腔体操等の実技指導を行う。

カ 栄養講座

低栄養予防の必要性や栄養バランスの取れた食事に関する講義を実施するとともに、簡単な調理方法や日常生活で実践できる食生活改善の方法について指導・提案を行う。

キ　個別相談

ク　評価

参加者のフレイル予防に関する知識の習得状況や意識の向上について、参加者アンケート等から評価する。

（３）フレイル測定会の実施

①　目的

参加者が自身の健康状態を把握し、フレイルに関する情報提供を通じた普及啓発とフレイル対策の意識付けを行う。

②　対象者

原則、後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の区民

③　定員

50 名程度（会場の広さや感染症予防を考慮した人数とする）

④　実施回数・時間

年間３回程度、１回あたり 180 分程度とする（準備・片付けを含まない）。

⑤　実施内容

ア　「フレイル質問票」の実施

イ　体力測定の実施

ウ　アセスメントの実施

エ　個別相談

オ　評価

参加者のフレイル予防に関する知識の習得状況や意識の向上について、参加者アンケート等から評価する。

7　各事業に関する共通事項

６に定める各事業の実施にあたり、共通する事項は次のとおりとする。

（１）運営に関する共通事項

①　従事者

事業内容や参加者の人数等に応じて、必要な専門職（以下「専門職」という。）を配置すること。

② 教材

使用する教材は区と協議して決定すること。

③ 安全体制

ア 厳しい気象条件が予測される場合や体調がすぐれない場合は、無理に参加することのないよう参加者に対して周知すること。

イ 参加者の健康状態に十分配慮し、事故及び傷病の発生防止に努めること。体調不良者や事故が発生した際は、速やかに必要な対応を行い区へ報告すること。

ウ 当該事業を実施するにあたり、状況に応じた感染予防対策を講じること。

④ 保険の加入

傷害保険・死亡保険等に加入し、その契約書の写しを区へ提出すること。

（２）実施内容に関する共通事項

① フレイル質問票の実施

厚生労働省が示す「高齢者の質問票」を基本とし、これに江戸川区が独自に設定する 10 項目を追加した「フレイル質問票」を実施すること。

② 体力測定の実施

体力測定（骨格筋量、握力、開眼片足立ち、オーラルディアドコキネシス等)、指輪っかテスト等を行うこと。

③ アセスメントの実施

フレイル質問票や体力測定の結果から、参加者の健康課題のアセスメントを行う。

④ 個別相談

アセスメントを基に専門職が改善のためのアドバイスを行う。

医療や介護等、専門的な支援が必要な参加者については、適切なサービスや関係機関の情報提供を行う。

⑤ 評価

各事業内容に定めるところにより、事業評価を行う。

8　事業報告書

区が指定する様式により事業報告書を委託料の請求とともに提出すること。

フレイル質問票、体力測定値は一覧にまとめ提出すること。

フレイル予防講座及び通いの場でのフレイル予防講座については、参加者の個人情報（氏名、生年月日、住所等）を提出すること。

9　委託料の請求・支払

各月末日までの事業実施分について、翌月 10 日までに区へ委託料を請求する。区は、委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うこととする。また、支払方法は指定銀行口座への振り込みにより行うものとする。

１０　定期報告会の開催

４か月ごとに定期報告会を開催し、区と課題の共有と事業内容の検討を行う。開催日時、場所については区と協議する。報告会の議事録については３日以内に作成し、区に提出すること。

１１　事業評価・検証

本委託契約により実施した事業全体の評価を行い、課題や改善点をまとめ、電子媒体で提出すること。提出期限は、令和 10 年３月 31 日とする。

１２　個人情報保護及び情報セキュリティ対策

受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」（別紙）に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについては万全の対策措置を講じなければならない。

（１）物理的セキュリティ対策

①　コンピュータ設置場所、作業所等が耐震構造の建物であること。

②　監視カメラ、警備員等による防犯対策を施していること。

③　建物、マシン室、データ媒体保管庫等への入退室管理システムが導入されていること。
④　データ媒体は、保管庫内の施錠可能な専用キャビネット等において厳重に保管管理できること。
⑤　非常電源、防火システム等が整っていること。
⑥　作業コンピュータには、外部から接続できない等の保護対策を施していること。

（２）人的セキュリティ対策
①　従業員に対して個人情報保護と情報セキュリティの研修を定期的に行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めること。
②　情報セキュリティの運用、管理体制が整備されており、セキュリティ管理者及び担当者が指定されていること。
③　ＩＤカード、パスワード等を管理運用していること。

（３）運用におけるセキュリティ対策
①　個人情報保護と情報セキュリティの方針が定められていること。
②　データ媒体の搬送は、施錠可能なケースに入れ、セキュリティ便等安全かつ確実な方法により運搬を行うこと。なお、ケースは受託者が準備すること。
③　データの授受は、管理簿をもって行うこと。
④　建物、マシン室、データ媒体保管庫等に入退室できる者が特定されており、記録が適正に管理されていること。
⑤　セキュリティ対策運用体制の監査を定期的に実施すること。
⑥　事故、災害、トラブル等に対応できる体制・手順書を整えること。
⑦　当該事務処理を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、技術的にアクセス制限がなされているとともに、システムへのアクセス記録を適正に取得保管し、チェックすること。

（４）その他の個人情報保護対策

① ＩＳＭＳ認証又はプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）、あるいはそれらと同等以上の認証資格を取得していること。

② データ等は事業終了まで受託者において確実に保管し、納品時に返却すること。また、返却不可能な物については消去を行い、消去報告書を提出すること。

なお、契約締結時及び契約期間中において、区が別途指定するチェックリストを用いて個人情報の取り扱いに関する状況確認を行うこと。

③ 区が提供する資料（情報）処理のための事業者の情報システムに関するセキュリティ要件を以下のとおり定める。

ア　外部ネットワーク接続の禁止（若しくはファイアーウォール等の侵入対策の実施）

イ　利用資格者の限定及びアクセス制御のための認証システムを持つこと

ウ　操作ログの取得保存

④ この契約に係る個人情報取扱者の管理体制と管理者及び取扱者の名簿を区へ提出すること。

⑤ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する社内方針を文書にて提出すること。

⑥ 区指定の様式で、契約時及び履行中・納品時に「個人情報の取扱いに関するチェックリスト」を提出すること。

⑦ 事故発生時、並びに、個人情報保護及び情報セキュリティ対策について変更のあった場合は、直ちに区へ文書をもって報告する。

⑧ 事業上知り得た個人情報の取り扱いに当たっては、別に定める特約条項を遵守し、秘密保持に努めなければならない。また、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取り扱いとする。

⑨ 受託者は、区の必要に応じ、現場査察の受け入れ、実施状況の報告等を行う。

⑩ 業務上生じた疑義については、区に連絡しその指示に従うこと。

１３　不当行為の防止

受託者は委託事業の履行に際して、「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守しなければならない。

１４　その他

（１）会場費の支払いについて

区が予約した会場にかかる経費は受託者が支払う。実費については区に請求するものとする。

（２）事業中止・延期等の判断

地震・台風・その他の自然災害及び感染症等により中止・延期等が見込まれる場合は区と対応について協議する。中止となった場合、受託者は参加者へ連絡し、事業の中止を伝える。また、中止当日は会場に１名待機し、来所した参加者へ事業の中止を伝え、安全に帰宅するよう促す。後日、速やかに状況を区に報告する。

（３）従事者要件

従事者は、保健師・看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等とする。ただし、運動に関する実践的指導については理学療法士に代わり、健康運動指導士等の専門的な知識を有する者が行うこともできる。

（４）最低賃金（毎年 10 月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改定後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。

（５）区が本事業の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めた場合、受託者は調査・照会について速やかに対応すること。

（６）事故や苦情があった場合、区へ直ちに電話連絡し、文書にて状況及び改善策等を報告する。

（７）受託者は、当該事業にあたり、区に損害を与えた場合、これに対する損害

賠償をしなければならない。また、事業の実施中において参加者に損害が生じた場合、参加者に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。なお、処理に当たっては、区と協議するものとする。

（８）この仕様書に定めのない事項、作業内容等に疑義が生じた場合は、その都度、区及び受託者の両者が協議し、決定する。

１５　担当

江戸川区　健康部　健康推進課　計画係

電話:03-5661-1137

FAX: 03-3655-9925

メール:2213150@city.edogawa.tokyo.jp